

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター				変更又は改善内容			
0 相談支援事業所の概要		昨年度				今年度			
0-1 実施状況について									
法人名称	社会福祉法人 椿福祉会								
法人所在地	大阪市鶴見区中茶屋1-8-13								
事業所名称	鶴見区障がい者相談支援センター								
事業所所在地	大阪市鶴見区茨田大宮2-2-25 つるみの郷活動棟1階								
電話番号	06-6913-3377								
ファックス	06-6913-0471					06-6913-3378			
実施曜日	月から金曜日								
実施時間	午前9時から午後5時まで								
同一場所以外で実施しているその他の事業	多機能事業所（生活介護・就労移行・就労継続支援B型・宿泊型自立訓練）								
実施法人で実施しているその他の事業	（社会福祉事業）施設入所事業、短期入所事業、グループホーム・ケアホーム、相談支援事業（特定・一般・障がい児） （公益事業） 日中一時支援事業、障がい児療育支援事業、								
事業所の特長	法人全体ではほぼ広く社会資源を用意することで、すべての障がい者のさまざまなニーズに対応できるよう努めている。								
0-2 事務室等について									
事務室	77 m ²	<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用			<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
相談室	12 m ²	<input type="checkbox"/> 専用	<input checked="" type="checkbox"/> 共用			<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
その他		<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用			<input type="checkbox"/> 専用	<input type="checkbox"/> 共用		
0-3 職員の状況									
		常勤職員		非常勤職員		常勤職員		非常勤職員	
		専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務	専任	兼務
			2人		1人		2人		2人
0-4 職員の勤務体制									
		職員3名（常勤換算2.5名）体制を確保することで、相談者に対してきめ細かくフォローするように努めている。また、法人内の相談支援事業所と連携して、相談事業をすすめている。 また、土・日祝日の閉所日、時間については、随時予約制とし、職員の勤務振替等で対応し、できるだけ利用者の生活状況に合わせ対応している。				職員4名（常勤換算2.6名）体制を確保することで、相談者に対してきめ細かくフォローするように努めている。また、法人内の相談支援事業所と連携して、相談事業をすすめている。 また、土・日祝日の閉所日、時間については、随時予約制とし、職員の勤務振替等で対応し、できるだけ利用者の生活状況に合わせ対応している。			
0-5 ピアカウンセリングの実施状況									
		障がい名	実施曜日	実施時間		障がい名	実施曜日	実施時間	
		身体障がい	月・水・木曜日	随時（訪問・来所） 5時間					
		聴覚障がい	火曜日	来所相談中心 11:00~16:00（5時間）					

事業所名	鶴見区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1 事業運営全般	昨 年 度	今 年 度
1-0 理念・基本方針	<p>理念 人が生まれながらに有する基本的人権を守り、本人の自己決定を尊重する。</p> <p>基本方針 1. 障がいがある方が、身近な地域で障害福祉サービス等を利用して自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、身近な生活圏での協力者を増やしながらか地域や関係機関等と連携して相談支援を努める。</p> <p>2. 利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立って相談支援を行う。</p> <p>3. 特定の障害福祉サービスを行う事業者に偏ることなく、公正、中立の立場で相談支援を行う。</p>	

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-1 運営体制		昨年度		今年度	
1-1-① 事業運営の評価		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	事業の理念・基本方針を実現するための具体的な取組みを示す中・長期的な計画が定められている。	3	3年計画で自立支援協議会構成団体、区保健福祉センター、区社会福祉協議会、民生委員、校区地域活動協議会、障がい児者事業所等とのネットワークづくりに努め、障害のある人が地域で豊かな生活を送ることができるようにめざす。	3	
			個々のケースを通して、地域をまきこみながらサービス調整会議を開催するなどしてネットワークづくりに努めます。		
b	中・長期的な計画を踏まえた年度ごとの事業計画を策定している。	3	毎年3月に開催される理事会で年間事業計画を提案し、承認を得て事業を行っている。	3	自立支援協議会で昨年度の実績を踏まえ、今年度の事業計画を作成している。また、法人においても毎年3月に開催される理事会で年間事業計画を提案し、承認を得て事業を行っている。
					できるだけ早い時期に、中・長期的計画作成につとめていく。
c	中・長期計画、年度ごとの事業計画に基づき事業を実施し、その結果を評価している。	3	11月、5月に開催する理事会において、中間及び年間事業報告を提案し、課題等を明らかにし次年度の事業計画に生かしている。		年次計画に基づいて事業実施に努めている。また、制度改正に合わせて新しく対応が変わる場合があるので、丁寧に対応するよう努めている。また夫人の11月、5月に開催する理事会において、中間及び年間事業報告を提案し、課題等を明らかにし次年度の事業計画に生かしている。
d	事業の評価の結果は、次期計画に反映している。	3	自立支援協議会等で、地域の特性や区の社会資源の現状等の意見、当事業の評価を踏まえ、今後の事業に生かしていけるよう努めたい。	3	地域の実情に合わせて、きめ細かく対応が求められている。

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2 適切な相談支援の実施		昨年度		今年度	
1-2-① 自己決定の尊重		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	必要な情報を理解できるように提供するとともに、体験、経験する機会を設けるなど利用者が主体的に自己決定するための条件整備に努めている。	4	訪問時の対応として、家族の話も傾聴しながら、別に本人と個別に話し合う機会を作り、本人の意向の確認するように努める。また提供する側からサービスをあてがうのではなく、本人の意向に添って、いろんな体験、経験を通して自己決定につなげていく。	4	
			自立に向けての取り組みとして、日中活動の場、生活の場への体験利用を事業所と連携してすすめていく。		
b	障がいに応じたコミュニケーション手段を保障している。	4	ピアカウンセラーを相談員として、関わってもらうことで安心感が生まれ、コミュニケーションもスムーズにできている。聴覚障がいのピアカウンセラーを中心に月に1回茶話会を開催し、聴覚障がい者、健常者（相談員も参加）、手話通訳者と交流しながら、実践を学んでいる。	4	
1-2-② エンパワメントの重視		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者のエンパワメントが図られるよう努めている。	4	聴覚障がい者のための茶話会（ミニ手話交流会）を月1度開催。 肢体障がい者のサロン活動（生活状況の交流やカラオケ大会）を年に3回実施。 施設利用者への地域移行に向けた取り組みの支援（グループホーム、日中活動の場の体験等） お金の使い法等の支援を通して、労働意欲や自立生活に向けての支援 次年度もより活動の幅を増やししながら、実施していく。	3	年間通り実施できたが、参加者が増えていない現状があり、開催方法、内容について今後検討していく必要があるについて。入所利用者の地域移行については区内のグループホームの体験利用までであったが、入居には至らなかった。

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-③ コミュニケーションに関する配慮		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	意思伝達に制限のある人の場合、手話や点字、筆談、映像を利用するなど、その人に合った個別のコミュニケーション手段を検討し、それに基づく対応を行っている。	4	ピアカウンセラーの相談員を中心に、対応してもらっているが、手話通訳、筆談、点訳等専門的な支援が必要な場合は、専門機関に相談し、派遣を要請している。	4	
			今現在、視力障がい者の相談が少ない現状はあるが、視力障がい者のピアカウンセラーをできれば、配置していきたい。		
	b	一度の面接では意思確認等が困難であるような、著しく意思伝達に制限のある人の場合、日常的な関わりを通じて、その人固有のコミュニケーション手段やサインの発見と確認を心がけている。	4	a) と同じ 時間をかけて、マンツーマン対応で信頼関係を築いていけるように努めている	4
c	意思伝達に制限のある人の場合、他機関職員との連携や、本人が信頼できる知人、代弁者、手話通訳者等を受け入れるなど、コミュニケーションを行う環境に配慮して、その人の意思や希望をできるだけ正しく理解しようと努力している。	4	a) と同じ よき理解者として、協力を求め助言もらいながら、本人の理解を深められるよう努めている。	4	

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-2-④ 権利擁護		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談支援を進めるにあたっては、常に利用者の立場を擁護し、ニーズ表明を支援・代弁することにより、問題解決力や様々な支援を活用する力を高めていけるような支援に努めている。	4	利用者が生まれ育った地域でいきいきと生活していけるように様々な社会資源を活用し、自信を持って自分の力で解決していけるように支援する。また、自分の意思表示、判断が難しい方には積極的に成年後見制度の利用を促していく。 今後とも同様	4	
b	人権侵害が発生した場合にはその解決のために積極的に対処している。	4	人権侵害等の事実確認をした上で、適切な行動をとるとともに、区保健福祉センター等の関係機関と連携して、その解決に向け、力を注ぐ。 今後とも同様	4	
c	虐待が危惧される場合は、関係行政機関と連携し適切な対応を行っている。	4	障害者虐待防止法に基づき、早期介入し、相談支援事業所として区保健福祉センターと連携して適切に対応し、できるだけ被害を食い止めるように心がける。9月には関係機関と共催で、虐待防止の研修を開催した。また、大阪市福祉局主催の虐待対応職員の研修会にも参加し、実際の対応について学んだ 今後とも同様	4	

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3 地域・他機関との交流・連携		昨年度		今年度	
1-3-① 他の関係機関との連携		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	担当区域の地域自立支援協議会に積極的に参加し、様々な取組みを提案するなど、協議会の活性化に努めている。	4	平成24年4月、改正法に基づき相談支援体制の強化が図られ、量的拡大や質の確保のため、区障がい者相談支援センターと区内の3か所の相談支援事業所、行政担当で月に1度事務局会議を開催し、協議会の運営内容についての協議、困難事例の検討、情報共有等をすすめ、障害福祉サービスの利用調整等、適切な相談支援（ケアマネジメント）ができるようつとめた。 次年度には、事業者部会等で困難事例のケースカンファレンスを開催し、相談支援の量的拡大、質の確保に努めるとともに、地域の関係機関のネットワークづくりをめざす。また、「就労支援部会」の立ち上げも検討している。	4	就労支援部会の立ち上げはできなかったが、大阪市北部就労・生活支援センターとケースごとではあるが、連携して支援している。
b	協働する関係機関や関係団体等が増え、連携が深まっている。	3	小学校区に地域活動協議会が設立され、区要援護者協議会等の活動も本格化する中で、事業者間の連携だけでなく、小地域におけるネットワーク化を図り、地域の方に障がい者の理解を深めてもらうために障がい当事者や家族、関係者等に参加を呼びかけ、地域生活支援部会を立ち上げました。 次年度は、地域生活支援部会として要援護者協議会と連携しながら、災害時における要援護者支援について検討していく。	3	小学校区に地域活動協議会が設立され、区要援護者協議会等の活動も本格化する中で、事業者間の連携だけでなく、小地域におけるネットワーク化を図り、地域の方に障がい者の理解を深めてもらうために障がい当事者や家族、関係者等に参加を呼びかけ、昨年度地域生活支援部会を立ち上げ、災害時における地域での対応等、部会で協議をすすめた。
1-3-② 地域の障がい者の状況把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	相談者に限らず、地域の障がい者を取り巻く状況や課題はおおむね把握できている。	4	区内の障がい児者の親の会、当事者団体、ボランティア団体等に定期的に訪問、懇談する中で、ニーズの把握に努めるようにしている。 今後も継続	3	
b	障がい者支援機関のみならず地域の福祉・労働・教育・保健医療機関と定期的な会議を開催する等によって、ニーズの把握に努めている。	3	退院後の対応、就労支援、虐待、DV等個別のケースを通じて、関係機関とケア会議を開催し、ニーズの把握に努めている。 今後も継続	4	

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
c	アウトリーチ活動に取り組むことにより、ニーズの把握に努めている。	3	地元の地域ネットワーク委員会に出席するなどし、地域の特性等を見聞きし、ニーズの把握に努めている。	3	相談支援事業所が増えてくる中で、小学校区単位の地域活動協議会の取り組みに参加、働きかけ等調整した。
1-3-③ 地域の社会資源の把握		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取り組み）	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取り組みの改善点及び次年度の取り組み）
a	サービス提供事業所や専門相談機関を把握している。	4	区内の障がい児者の親の会、当事者団体、ボランティア団体等に定期的に訪問、懇談する中で、ニーズの把握に努めるようにしている。	3	
b	学校園・ハローワークなど関連機関の情報を収集している。	3	本人の支援目標にそって就業・生活支援センター、ハローワーク等の就労支援機関にできるだけつなげた。また就業・生活支援センターについては区自立支援協議会のメンバーであり、就労状況の情報は収集可能。	3	
			障がいのある人が働きたいという思いを支える仕組みを構築するために、今後は就労支援部会の設置を検討する。		
c	民生委員、地域ネットワーク委員、ボランティア団体などを把握している。	3	民生委員、地域ネットワーク委員等については各種団体名簿で把握はしているが、定期的な訪問等はできていない。ただ、単身生活をされている方の地域の民生委員宅にあいさつ回りはしている。	3	
d	駅や図書館、スポーツセンターなどの公共施設や、金融機関や飲食店、商店などの民間施設、障がい者用トイレやエレベーター等の設備の情報を収集している。	3	機会あるごとに、パンフレット収集を心がけているが、社会資源マップ等の作成、情報提供等はできていない。	3	

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容	
1-3-④ 社会資源の改善・開発に向けた取組み	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a 既存のサービスの活用だけでなく、既存の社会資源の「改善」や新たな社会資源の「開発」に向けて取り組んだ。	3	地域の協力者やボランティア等のインフォーマルなサービスで対応しているが十分ではない。		3	
		地域のニーズが高いものから、社会資源の開発できるように努めている。			
1-3-⑤ 支援困難事例への積極的な対応	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a 多問題を抱えた事例や、問題が長期にわたって継続し、解決の糸口を見つかることが困難な事例など支援困難事例への対応を積極的に行っている。	4	障がい者本人を含めた家族への支援、身寄りのない単身生活者への支援、高齢の親と同居している障がい者への支援等を今後予想される出来事を想定して、関係機関と困難事例として取り上げて、連携して支援をすすめていく。		4	
		次年度は、自立支援協議会において、困難事例のケースカンファレンスをし、関係機関で検討しながら、実践をすすめていく。			
1-3-⑥ 地域住民への周知・啓発的活動の実施	評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細、下段：今後の取組み）		評価点	評価の詳細（上段：自己評価の詳細の変更点、下段：今後の取組みの改善点及び次年度の取組み）
a 障がい者相談支援センターは、自らの役割について地域住民に対して積極的な周知を図っている。	4	毎年区民まつりに参加して、相談支援事業のパンフレット等を配布、展示し、周知活動をすすめている。また法人で11月に文化祭を開催し、その場でも相談支援事業の展示、紹介をすすめた。12月の障がい者週間に、「障がい者・高齢者総合相談会」を実施した。		4	
		次年度も継続する。			
b 地域住民との交流や講演会の開催等を通じて、障がい者が地域で共に生きていく意義をはじめ、啓発的活動に積極的に取り組んでいる。	4	関係機関と共催で、災害時における要援護者支援体制についてのシンポジウムの開催や「虐待防止法」について研修会の実施、12月には障がい者・高齢者総合相談会」を実施した。		4	関係機関と共催で、「福祉避難所の現状課題と課題」「鶴見区における福祉避難所開設に向けての現状と課題」等のシンポジウムの開催、12月には「障がい児者いろいろ相談会」を実施した。

事業所名	鶴見区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
1-4 その他の取組み	昨年度	今年度
	<p>1. 障がい児者を対象に、法人の事業として絵画教室を開催。障がい者に対する、文化的な活動を通じた余暇支援を目的とする。毎週土曜日の午前中に開催。第2・4土曜日は日本画家の先生に指導して頂いている 参加者は約20名地域に定着してきた。</p> <p>2. 地域の在宅障がい児を対象に、法人の事業として音楽サークルを開催。音楽を通じた楽しみの場の創設と余暇支援を目的とする。 参加者 約20名</p> <p>3. 肢体障がい者サロンの開催。 年に3回、肢体障がい者の方を対象に、交流と親睦を目的に実施。生活状況では、二次障がいのこと、障がい高齢の問題（65歳問題）等懇談。カラオケやぼっちゃに取り組んだ。</p> <p>4. 聴覚障がい者茶話会の開催 月に1回実施。健常者、聴覚障がい者、手話通訳者等互いに交流と親睦をはかることが目的。その場ではミニ手話教室も実施し、交流を深めた。</p>	

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター					変更又は改善内容														
2 日々の相談支援業務		平成24年度					平成25年度														
2-1 継続支援対象者数																					
①継続的な委託相談支援を行った実人数（指定相談支援を除く）																					
障がい種別		前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数	前年度末の登録者数	当年度新規登録者数	当年度登録解除者数	当年度末登録者数												
身体障がい	視覚																				
	聴覚																				
	肢体		1		1	1	2			3											
	内部																				
	計	0	1	0	1	1	2	0		3											
知的障がい		18	13	4	27	27	4	1		30											
精神障がい		4	4		8	8	9	1		16											
障がい児		2	1	1	2	2	5			7											
重複障がい		6	1	4	3	3	1			4											
その他					0					0											
合計		30	20	9	41	41	21	2		60											
②指定特定相談支援を実施した実人数		身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい	計	身体障がい	知的障がい	精神障がい	重複障がい等	計										
		12人	23人	18人	4人	57人	16人	21人	17人	11人	65人										
2-2 相談支援内容		平成24年度					平成25年度														
①延べ相談件数		身体障がい					身体障がい					知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計					
		視覚	聴覚	肢体	内部	計	知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計	視覚	聴覚	肢体	内部	計	知的障がい	精神障がい	重複障がい	その他	計
福祉サービスの利用援助		1	0	147	0	148	323	210	62	0	743	12	0	117	0	129	126	110	27	17	409
うち、継続的な支援対象者の件数		1	0	25	0	26	224	110	32	0	392	0	0	10	0	10	51	56	3	4	124
社会資源を活用するための支援		1	0	18	0	19	330	173	44	0	566	6	0	56	0	62	141	189	5	17	414
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	1	0	1	235	80	24	0	340	0	0	21	0	21	64	125	0	2	212
社会性活力を高めるための支援		0	0	1	0	1	49	63	13	0	126	0	0	3	0	3	31	37	4	1	76
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	0	0	0	29	34	1	0	64	0	0	2	0	2	15	8	1	0	26
ピアカウンセリング		0	5	0	0	5	1	1	0	7	0	26	0	0	26	0	0	0	0	0	26
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	0	0	0	1	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
権利擁護のために必要な援助		0	0	5	0	5	53	16	0	0	74	0	0	0	0	0	72	23	3	1	99
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	0	0	0	26	9	0	0	35	0	0	0	0	0	3	17	0	0	20
専門機関の紹介		1	0	2	0	3	5	8	2	0	18	0	0	0	0	0	28	20	3	0	51
うち、継続的な支援対象者の件数		0	0	0	0	0	3	7	0	10	0	0	0	0	0	0	20	11	1	0	32
その他		5	1	18	0	24	323	165	43	0	555	18	0	39	0	57	272	249	16	18	612
うち、継続的な支援対象者の件数		1	0	3	0	4	186	70	15	0	275	6	0	7	0	13	160	93	4	1	271
合計		8	6	191	0	205	1084	636	164	0	2089	36	26	215	0	277	670	628	58	54	1687
うち、継続的な支援対象者の件数		2	0	29	0	31	704	310	72	0	1117	6	0	40	0	46	313	310	9	7	685
②相談の実施方法		来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計	来所相談	電話相談	訪問相談	その他	合計
		198件	1188件	660件	18件	2064件	121件	781件	754件	10件	1666件	121件	781件	754件	10件	1666件	121件	781件	754件	10件	1666件

事業所名	鶴見区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
<p>2-3 日々の相談件数の分析</p>	<p style="text-align: center;">平成24年度</p> <p>全体的には、精神障がいの方の相談が年々増えてきている。困難事例も多く、区保健福祉センター、関係機関等と連携しながら支援をすすめていく。また来所相談は少ないのはセンターの立地条件の影響と居宅での支援が多くなることから訪問活動を重視していることが考えられる。</p> <p>業務内容について（報告）</p> <p>①福祉サービスの利用援助については、相談件数の35.6%を占めており、今後も利用者、家族の意向を確認しながら支援をすすめる。</p> <p>②社会資源の活用については、相談件数も全体の27.1%で要望も高いが、鶴見区には障がい福祉サービス等のフォーマルな支援は質・量とも不十分であり、すべてに対応できていない現状がある。新たにインフォーマルなものも含めて関係機関と連携して開発していく必要がある。</p> <p>③社会生活力を高めるための支援については低調で、今後自立した生活をめざし体験利用できる事業所の確保やプログラム、支援方法を関係機関と検討をすすめる。</p> <p>④ピアカウンセラーの業務については、肢体障がいの方2名、聴覚障がいの方1名、計3名相談員として配置し、当事者の相談活動に従事している。また大阪市障がい者基幹相談支援センター主催のピアカウンセラーのための研修会にも積極的に参加し、質的向上に努めるとともに今後も障がい特性に配慮した相談支援事業業務をすすめる。</p> <p>⑤権利擁護のための援助は、成年後見に関する相談も多く、関係機関と連携しながら慎重に対応している。また障がい者虐待防止法に基づく相談も10月以降本格化し、上半期にも数件相談があり、区保健福祉センターと連携して支援をすすめた。9月には関係機関と共催で虐待防止の研修を開催した。</p>	<p style="text-align: center;">平成25年度</p> <p>全体的には、精神障がいの方の相談が年々増えてきている。困難事例も多く、区保健福祉センター、関係機関等と連携しながら支援をすすめていく。また来所相談は少ないのはセンターの立地条件の影響と居宅での支援が多くなることから訪問活動を重視していることが考えられる。</p> <p>業務内容について（報告）</p> <p>①福祉サービスの利用援助については、相談件数の24.5%を占めており、今後も利用者、家族の意向を確認しながら支援をすすめる。</p> <p>②社会資源の活用については、相談件数も全体の24.8%で要望も高いが、鶴見区には障がい福祉サービス等のフォーマルな支援は質・量とも不十分であり、すべてに対応できていない現状がある。新たにインフォーマルなものも含めて関係機関と連携して開発していく必要がある。</p> <p>③社会生活力を高めるための支援については今年度も低調で、今後自立した生活をめざし体験利用できる事業所の確保やプログラム、支援方法を関係機関と検討をすすめる。</p> <p>④ピアカウンセラーの業務については、肢体障がいの方2名、聴覚障がいの方1名、計3名相談員として配置し、障がい特性に配慮した相談支援活動をすすめた。具体的には当事者活動として肢体障がい者サロンを年2回（8月・1月）実施した。また聴覚障がい者の取り組みとして月1回茶話会を開き、当事者、手話通訳者、健常者（相談員等）同士交流・親睦し、ミニ手話教室も開催している。</p> <p>⑤権利擁護のための援助は、成年後見に関する相談、虐待事例の対応等の相談も多くなっており、より専門性を求められたり、専門機関につなぎ、関係機関と情報共有して、対応が求められるケースもでてきている。</p>

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター			変更又は改善内容			
2-4 住宅入居等支援事業の実施状況		平成24年度			平成25年度			
①実施状況		入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	入居斡旋件数	登録者数	緊急対応件数	
	身体障がい							
	知的障がい	1件						
	精神障がい							
	重複障がい							
	その他							
	計	1件	0人	0件	0件	0人	0件	
②緊急対応の内訳		時間帯別		平日・休日別	時間帯別		平日・休日別	
	夜間出動			休日出動		休日出動		
	日中出動			平日出動		平日出動		
	合計	0件		合計	0件	合計	0件	
	出動要請者		出動内容		出動要請者		出動内容	
	本人		病気・けが等の発生		本人		病気・けが等の発生	
家主		精神症状の悪化		家主		精神症状の悪化		
近隣		日常生活上のアクシデント		近隣		日常生活上のアクシデント		
警察・消防		家事・災害等		警察・消防		家事・災害等		
医療機関		近隣からのクレーム		医療機関		近隣からのクレーム		
その他		その他		その他		その他		
2-5 業務委託料の収支精算について		平成24年度			平成25年度			
①歳入		金額	内訳	金額	内訳	金額	内訳	
	科目							
	業務委託料	13,282,000円	住宅入居支援1件50,000円含む	13,432,000円	13,232,000円	住宅入居支援事業(4件)200,000円		
	預金利息	778円		431円				
	その他	4,299,217円	経理区分間繰入金収入	2,245,961円				
	合計	17,581,995円		15,678,392円				
②歳出		平成24年度			平成25年度			
	科目	金額	内訳	金額	内訳	金額	内訳	
	人件費	16,350,012円		13,972,729円				
	常勤職員人件費	8,209,431円		7,629,600円				
	非常勤職員人件費	6,145,859円		4,889,760円				
	その他	1,994,722円	法定福利費	1,453,369円	法定福利費			
	物件費	1,231,983円		1,705,663円				
	報酬							
	賃金							
	報償費							
	消耗品費							
	印刷製本費							
	光熱水費							
	通信運搬費							
	手数料							
	筆耕翻訳料							
	使用料							
	不動産賃借料							
備品購入費								
その他								
	合計	17,581,995円		15,678,392円				

事業所名	鶴見区障がい者相談支援センター		変更又は改善内容
3 区における地域課題について	昨 年 度		今 年 度
区における全般的な課題についての現状認識及びその解決・改善に向けた提案・提言など			
			<p>相談支援事所の数が圧倒的に不足している。区自立支援協議会でも相談支援事業の充実に向け、事業所立ち上げの協力要請をしているが、追い付いていない状況。</p> <p>社会資源も少なく、開発等までできていない。</p> <p>福祉の担い手が少ない。</p>

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4 自己評価を終えて		昨年度	今年度
4-1 区協議会での報告			
	報告日	平成25年10月23日	平成26年11月19日
	出席者からの意見		
	0 相談支援事業所の概要	土・日祝日等の閉所日の対応については、随時予約制で、勤務振替で対応しているとの報告に対して、緊急時等の対応方法について質問され、事業所の緊急携帯電話(1台)で24時間、365日対応している旨口頭で伝えた。	
	1 事業運営全般	計画相談事業所が計画相談支援給付費以外の相談は、請求できないことから、区相談支援センター(委託相談)に負担がいくのではないかと質問あり。計画相談事業所にも基本相談があり、契約者からの相談には対応することとなっている。 障がい者の場合、要望、ニーズが幅広いので対応も専門性が求められる。	区自立支援協議会として高齢者事業所連絡会に働きかけ、高齢障がいの者の問題や障害者支援等について共催で研修会の開催や情報共有していくこととなった。
		今後、高齢障がい者の問題を区相談支援センターを中心に自立支援協議会でも取り上げてほしい。 区の特徴として、精神障がい者の相談が多い。社会資源が少ないことが要因ではないか。	
	2 日々の相談支援業務		

事業所名		鶴見区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
	3 区における地域課題について		小学校区における防災対策(体制)等の取り組みの中で、地域の方と交流しながら身近なところで障がいがある方の相談支援ができるようにしていけるようにしていく。

事業所名	鶴見区障がい者相談支援センター	変更又は改善内容
4-2 一連の自己評価のプロセスを終えて	昨年度	
	<p>相談件数だけで判断できないが、制度改変による広報活動もあつてか、前年度より、相談件数が増えている。 相談の中身も10月以降虐待事例もあつてか、困難事例が多くなってきている。 一つ一つ丁寧な対応と関係機関との連携で対応している。</p> <p>鶴見区の社会資源は少なく、特に精神障がいのある方の集まれる場がない。又グループホームも少ないため、区内で調整がつかないことも多い。自立支援協議会でも社会資源の開発に努めていきたい。</p> <p>自立支援協議会等で困難事例のケースカンファレンスを通して、相談支援事業の重要性を明確にし、事業所の立ち上げに向けての支援をすすめていく</p>	